

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第347号）

〔 主要地方道美原太子線の暫定踏切道に関する文書公開決定審査請求事案ほか 1 件 〕

（答申日：令和4年2月4日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 各公開請求について

- (1) 審査請求人は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、大阪府知事（以下「諮問実施機関」という。）に対し、別紙「請求日」欄に記載の日に、行政文書公開請求（以下、別紙番号1の公開請求を「本件請求1」といい、別紙番号2の公開請求を「本件請求2」という。）を行った。
- (2) 府土木事務所長等の職にある職員に権限を委任する規則（昭和35年大阪府規則第21号。以下「委任規則」という。）第11条第1号により諮問実施機関から権限を委任された大阪府富田林土木事務所長（以下「実施機関」という。）は、行政文書公開請求書の記載から公開請求に係る行政文書を特定することが困難なため、別紙「補正依頼日」欄に記載の日に審査請求人に行政文書公開請求書の補正を求めたところ、別紙「補正書提出日」欄に記載の日に補正書が提出され、本件請求1及び本件請求2の請求内容が別紙「補正後の行政文書公開請求の内容」欄に記載の内容に補正された。
- (3) 委任規則第11条第2号により諮問実施機関から権限を委任された実施機関は、本件請求1に対し、対応する文書として別紙「決定の理由（公開することと決定した行政文書）」欄に記載の文書を特定の上、別紙「決定日」欄記載の日に、条例第13条第1項の規定により、その全部を公開する旨の公開決定（以下、別紙番号1の決定を「本件決定1」という。）を行い、審査請求人に通知した。また、実施機関は、本件請求2に対し、条例第13条第2項の規定により不存在による非公開決定（以下、別紙番号2の決定を「本件決定2」という。）を行い、別紙に記載の決定の理由を付して審査請求人に通知した。

2 各審査請求について

別紙「審査請求日」欄記載の日に、審査請求人は本件決定1及び本件決定2（以下「本件各決定」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、諮問実施機関に対し、審査請求（以下、本件決定1に対する審査請求を「本件審査請求1」といい、本件決定2に対する審査請求を「本件審査請求2」という。）を行った。

当審査会は、本件審査請求1及び本件審査請求2について、審査請求人が同一であり、それぞれの審査請求の内容に関連性がある事案であることから、一括して審議することとした。

第三 審査請求の趣旨及び主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 本件審査請求1について

(1) 審査請求書における主張

府道美原太子線（粟ヶ池バイパス）の暫定踏切道における踏切監視員の廃止について（協議）通知された協議通知書（富士第2454号）の通知書を受領した。

- ・踏切監視員を配置した経緯
- ・踏切監視員を廃止する理由 ありがとうございます。

しかしながら、当該府道美原太子線（粟ヶ池バイパス）は法・法律に違反されて供用開始されている鉄道線路と道路（一般公衆の用に供する道をいう。）が平面で交差されて道路開通されている道路である。

法・法律、道路法〔道路と鉄道との交差〕当該交差の方式は、立体交差としなければならない。また法・法律、運輸省令〔道路との交差〕鉄道は、道路と平面交差してはならない。ともに法、法律により定められたものである【余談である、府等行政庁は、次の時代を担う者等に対し、道路の交通信号「赤」であっても、道路横断しても良いとの指導・教育されているのであるのか】道徳であるのか、決め事定められたことである。

今、その法・法律で定められた「しなければならない、またしてはならない」との定めの中であって、法・法律に抵触、違反して新しい道路の開通、鉄道線路と平面交差して、開通された道路（粟ヶ池バイパス）である。

鉄道と道路、今新しく道路開通、供用開始された道路（粟ヶ池バイパス）法・法律に適合、定められた手順により、開通された道路、道路開通されていけば、法律に適合道路、当然の道路である、鉄道と道路が互いに平面で交差せず開通させるがための、鉄道高架化工事（事業）であり、当然道路の開通・通行に当たっては、暫定踏切道手前で一旦停止の必要のない、ましてや道路の開通により、暫定踏切道の踏切監視員さえ、必要としない、道路開通である。

鉄道と道路が、法、法律に違反して供用開始された道路（粟ヶ池バイパス）鉄道と道路が平面で交差され、供用開始された道路【極端ではあるが、新しく道路開通された殺人道路である】。

人の命・人間の命、生命をも無視された供用開始開通された道路である、その道路の通行の安全・安心を守るがための、人の目・人間の目「踏切監視員の目」が事業途中、鉄道高架化工事が完了、完工もせずに人の命、人間の命、生命を守る「踏切監視員が廃止された」情報の開示を正しく請求したものである。

些細なことでない、条例解釈運用基準（平成31年4月）第8条第1項第1号人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外公開情報」）公開請求である。

次に記す。

協議書2 踏切監視員を廃止する理由

当該暫定踏切道では、踏切道注意喚起標識に加え、注意喚起のための路面標識や、踏切前後にはみ出し防止のガードレールの設置等の安全対策をおこなっている。Q：当然の措置である（鉄道と道路との平面で交差した違法に開通された道路である、今その違法に道路開通された道路、安全安心に通行するために配置されていた踏切監視員が廃止されたのである、身障者等、車イス等で通行される方の安全安心は、また同時に視聴覚障がい者（耳・目の不自由な人）等の通行の安全・安心は、どのような安全対策を取られているのか、供用開始された道路、道であり、鉄道との交差部に設置された暫定踏切道である、自動車等の通行は踏切手前で一旦停止が絶対である、なぜか鉄道踏切保安安全設備等が完璧なものであれば、踏切手前で一旦停止する必要は生ずるものでない、あくまでも安全・安心を守るがための設備、設置【機械】である、踏切道の通行に当たっては自ら、おのれの目で、安全・安心を確認して通行するがために、一旦停止である、人間の目、人の目、その究極の安全・安心を鉄道高架化が完工・完了しないまま、その安心・安全を守る人の目が廃止されたのである、先にも記載のとおりである、違法若しくは著しく不当な事業活動「例外公開情報」である。

供用開始から半年以上が経過し、踏切道の認識も十分に図られている。Q：供用開始されてから、1年以上が経過したが、現在今なお鉄道と道路（粟ヶ池バイパス）は、鉄道と道路が暫定踏切道、平面で交差しているものである、本当に人の命、人間の命、生命の安全・安心が図られ通行できる道路となったのか、いつその安全・安心が図られた道路として検証できたのか、されたのであるか。

新しく開通された道路（粟ヶ池バイパス）である、身障者、身体障がい者また視聴覚障がい者が、何の心配もなく安心・安全に通行することができる道路であるか道路踏切道を通るのに、自らがその安心・安全を確認しなくては、通行できない道路が今なお継続している、他力本願でない、自らの命を守るがために、踏切手前で一旦停止を虐げられている、安全・安心を自分の目で見て、聞いて踏切道の通行の安全・安心を確認して道路通行である、鉄道と道路の高架化が完工、完了すれども、この状態は継続する道路構造とされるのか、平面で交差しなくても一旦停止が必要となる道路であるのか、鉄道踏切道の保安設備等すべて機械、機器である、不幸にしてその機械・機器が故障した場合、鉄道との交差部に設置された暫定踏切道の通行の安全・安心は、だれが守られるのであるのか、鉄道施設、あらゆる機器、機械の故障に対しては常に安全側に動作・作動するよう設置されてはいると知るが、最後の砦は人の目、人間の目、眼である、その人の目を廃止された暫定踏切道である、最後の砦、究極の安全・安心を守る人の目、暫定踏切道における踏切監視員が廃止されたのである、認識・認知で人の命、人間の命、生命、安心・安全が確保できる道路（粟ヶ池バイパス）であるか、鉄道高架化工事が進捗される中で、鉄道と道路とが平面で交差された道路の開通、道路通行の安全・安心の確保される道路の開通、安心・安全な通行が確保された道路にほど遠い道路の開通であり、その安全安心を確保する暫定踏切道に配置の「踏切監視員が廃止された道路」違法不当な事業「例外公開情報」であり、詳細な情

報の開示をされるよう審査請求するものである。

最後に新しい道路、供用開始された道路（栗ヶ池バイパス）である、先にも記載したが、健常者のみが通行、渡ることができる新しい道路（栗ヶ池バイパス）、道路であるか、身障者・身体障がい者等の通行に安全・安心な通行が確保された新しい道路（栗ヶ池バイパス）道路であるか、車イス生活者が道路を通行、車イスの車輪が不幸にして、鉄道線路レールと踏切舗装面間（輪縁路）に挟まり、脱輪等、運悪く鉄道踏切保安装置の障害物検知装置等の故障、不具合の発生を見たとき、また列車乗務員の非常制動の遅れ（これも又人の目、人間の目である）すべてに安全・安心が整備、施された道路また暫定踏切道であるか。

府道美原太子線（栗ヶ池バイパス）の暫定踏切道における踏切監視員の廃止はあらゆる方向から、その安心・安全を確保できることにより、踏切監視員の廃止をされるべきと、考えるものである、鉄道高架化工事、事業である、供用開始、開通された鉄道線路に敷設された暫定踏切道、またその暫定踏切道と平面で交差する道路（栗ヶ池バイパス）道路である〔一般公衆の用に供する道〕である、自動車通行は勿論、歩行者特に交通弱者ともいわれる身障者等にも通行を許された道路、道である、その道に設置された暫定踏切道の通行の安全・安心をつかさどる人の目、人間の目（踏切監視員の目）を削除されたのである、補正をいただくたびに記載している、人の目・人間の目よりも的確、確実に捉えることができる設備、装置等が設置されたのであれば、情報提供、教示願いますと。

究極の人の命・人間の生命を守るべき監視・監視員（踏切監視員）が鉄道高架化事業の途中において、道路開通された（栗ヶ池バイパス）道路に設置敷設された暫定踏切道の安全対策として配置されていた、踏切監視員が廃止されたのである、条例においても「例外公開情報」として正しく公開開示されるべきものであり、審査請求する。

人の命・人間の命を守り保障する鉄道交差部に設置された暫定踏切道の「踏切監視員」が廃止されたのである、より詳しく詳細に情報の公開、審査請求をするものである。

供用開始された道路（一般公衆の用に供する道である）特に車・自動車は無論交通弱者といわれる中であって特に身障者、身体障がい者等の暫定踏切道における今、踏切監視員が廃止されたのである、この交通弱者特に身障者・身体障がい者・視聴覚障がい者等の道路、道の暫定踏切道の通行の安全・安心は、どのような対策が取られているのか、審査請求するものである。

※注釈他

暫定踏切道：近畿日本鉄道近鉄長野線、喜志富田林間 3 K 9 3 6 M踏切道「仮美原太子線」であると承知する。

注) 行政文書の公開請求である、実施機関から補正通知等される暫定踏切また暫定踏切道とは、架空の踏切、踏切道であるか、鉄道線路に道路と平面交差した道路、道路と平面交差された踏切、踏切道においては、固有の踏切、踏切名が付けられているものと承知する、行政文書の公開請求であり、補正通知また補正通知書においても正

しく正確に補正通知、補正命令、また正しく教示されるものである、今回の踏切監視員の廃止について（協議）協議通知書に対する協議は正しく正確に確実に協議が整っているのか、協議が整った原本の写しを必要とするものである。

また、大阪府ホームページにも同様の鉄道高架化事業についても「暫定踏切」を認めるものであるが、すべて事業は法・法律により許認可等を得て事業を施行されているものと感じるものである、行政文書の公開請求である、補正通知、補正命令においても、「行政文書・行政文書」との補正通知、命令である、補正指示、命令に対し「暫定踏切、暫定踏切道」とは、適当・いい加減な対応であるか、公開決定通知書、本件決定「暫定踏切道における（以下省略）」非開示である、正確に確実に協議が整った原本の写しを必要とするものである。

今回公開された近畿日本鉄道株式会社（以下「本件事業者」という。）への協議文書を受けて、本件事業者からの回答文書があり保管しているはずである。よって今回の開示決定通知の処分は不服である。

（2）反論書における主張

人の命・人の生命、人、人間の命を守るための安全、又安心を守ること、安全の構築が究極の課題である、事業の目標・目的、新しい道路（一般公衆の用に供する道をいう。）の延伸・開通、安心安全な道路（バイパス）の延伸、道路（主要地方道美原太子線（以下「美原太子線」という。）（粟ヶ池工区）道路改良事業）の開通であり、その道路通行の安全・安心を図るための鉄道高架化工事・事業「美原太子線（粟ヶ池工区）鉄道高架化工事」であり、近鉄長野線、喜志富田林間における鉄道の高架化工事、事業である中、同一工事区間において新しい道路（美原太子線粟ヶ池バイパス）が令和元年8月7日道路開通（供用開始）された、本事業鉄道高架化工事、また新しい道路の開通、共に法・法律、運輸省令に違反した工事、事業展開であり現在鋭意進行中である。

・法・法律 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日国土交通省令第151号）第5章

（道路との交差）

第39条 鉄道は道路と平面交差してはならない（以下省略）

・法・法律 道路法（昭和27年法律第180号）

（道路と鉄道の交差）

第31条 （前文省略）当該交差の方式は、立体交差としなければならない。

上記、国の法・法律である「鉄道は道路と平面交差してはならない」「当該交差の方式は、立体交差としなければならない」鉄道事業法・道路法に違反、開通した新しい道路「美原太子線 [粟ヶ池バイパス]」である、その国の法・法律に違反して鉄道線路に新しい踏切道を建設・設置、開通された道路（鉄道と道路・道路と鉄道が平面で交差）において、人の命・人の生命を守る保安要員が廃止された、法・法律に違反して鉄道線路に新たに踏切道を設置して、鉄道と道路が平面で交差する道路が開通された道路、鉄道と平面交差した道路の安全・安心を守る対策・対応の情報の開示（行政文書の開示）を求めたものであ

る、決め事、決められたことを守られずして、鉄道線路に新しく踏切道を設置・敷設、新しく開通された道路、人・人間の命を守るがためにとられた、とられている対応、対策（鉄道の高架化）をされずして、なおもその安全・安心を守る・確保する踏切監視員の廃止、詳細に詳しく開示を求めるものである。

法・法律に違反して鉄道線路に新しく踏切道を新設・設置されて道路開通された新しい道路、人・人間の命を無視された新しい道路である、どのような安心・安全が担保されての新しい道、法・法律違反して道路開通され、開通されている道路である、最後に弁明書、踏切監視員の廃止については、府より協議を受けた本件事業者から6月24日に口頭で7月1日から廃止する旨の回答を得ており、今回公開した協議文書を受けての回答文書は存在していないとされている、協議である、回答文書の必要性は、口頭【法律に違反して平面交差して、道路開通されている、その安全・安心を担保する踏切監視員の廃止、鉄道線路の高架化以上の安全・安心が図られた対策・対応、開示されたい。】法・法律に違反して鉄道線路に踏切道を新設・設置された道路、鉄道と道路、道路と鉄道が平面で交差している道路また鉄道である、鉄道と道路・道路と鉄道、平面で交差しなければ、安全・安心、また人・人間の命を奪うものでない、そのかけがえのない人・人間の命を守るがための保安要員の廃止を口頭で、人の命・人間の命を守るがための対応・対策の情報を開示されたい、今、今日も道路と鉄道、鉄道と道路が平面で交差している、絶対守るべき国の法・法律に違反した新しい道路である、鉄道と道路、道路と鉄道が平面で交差している、安全・安心が奪い取られている道路、人・人間の命を無視された法違反道路である、何の不備もない安心・安全が図られ、対策・対応をされた情報を示されたい、国の法・法律に違反して開通されている、鉄道と平面交差した道路です、その安全・安心を図るがための人・人間の目、踏切監視員が廃止、絶対的な安心・安心をとられた対策と共に、踏切監視員の廃止、人の生命・人間の命を守る協議である、協議が整った情報の開示（行政文書）を求めるものである、法・法律に違反（人の生命・人間の命を無視した道路、道路と鉄道が新しい踏切道を設置して鉄道と道路が平面で交差、法・法律違反の道路（美原太子線栗ヶ池バイパス）である。

（その他）

鉄道事業法（運輸省令平成13年12月25日）以後大阪府下全域で、鉄道線路と道路、道路と鉄道線路とが、平面で交差して道路開通された工事（事業）の開示をお願いしたい、ただし鉄道高架化に伴う支障移転また付け替え道路（踏切道の統廃合による付け替え道路も除く）鉄道線路に新しく踏切道を設置して、鉄道線路と平面交差（法律違反）され開通された道路情報を願う。

鉄道と道路・道路と鉄道の交差、平面交差で開通された道路は法律（鉄道事業法）違反道路である。

なお、本情報公開、審査請求は個人の営利を目的として情報公開・審査請求したものでない、法・法律に違反して鉄道線路に新しく踏切道を敷設・設置され、新しい道路が鉄道線路と平面交差して開通された新しい道路、道路と鉄道が平面交差、人の命・人の生命、身体等の保護を守る最後の砦「踏切監視員の廃止」、道路と鉄道が法・法律に違反して開

通された道路であり、安全・安心を守る最後の砦が廃止され、それ以上の安全・安心を確保・確立する設備等の設置された情報の開示も求める、法律違反の道路である、道路と鉄道が平面で交差された法違反、道路である。

(3) 意見書における主張

ア 意見、意見書

近鉄長野線喜志富田林間鉄道高架化「美原太子線（栗ヶ池工区）鉄道高架化工事」事業において、鉄道線路に線路と平面で交差する暫定踏切道が敷設、道路と供用開始（令和元年8月7日）され、供用開始以後、鉄道と道路が平面で交差する鉄道と道路との安全・安心【人の命・人間の命】を確保する踏切監視員が、突然に廃止されたものである。

現行の法律では、鉄道と道路は交通事故防止のため立体交差にすることが義務付けられているものであり、新しく踏切を作ること、また鉄道と道路は立体交差とすることが、法律の定めである。

しかるに、その法律に違反、法律違反を補完するために配置された踏切監視員を廃止、安全・安心を確保、安全・安心、人の命・人間の命を守るがための絶対的な人間の目・人のまなこの踏切監視員の廃止である、正しく確実な情報の公開（行政文書の公開開示）をすべきである。

人間の命・人の生命、また人、人間の安全・安心な生活・暮らしを守るがために情報の開示（行政文書公開請求書）をしたものである「美原太子線（栗ヶ池バイパス）の暫定踏切道における踏切監視員の廃止について（協議）」協議である、協議された結果は、【弁明書（令和2年12月17日付け富士第5789号）第3弁明の理由、踏切監視員の廃止については、府より協議を受けた本件事業者から6月24日に、口頭で7月1日から廃止する旨の回答を得ており、今回公開した協議文書を受けての回答文書は存在していない。】である、法・法律に違反、抵触しての暫定供用開始された道路と踏切道の、人・人間の命、生命を守る最後の砦の監視・警備、保安要員の廃止を口頭で、回答文書は存在しない（公開決定通知書）である、協議の回答を口頭での受理・受領で大切な【人の命・人間の命、生命】を無視されていても、公開決定通知とされ、人・人間の大切な命の尊さ、尊厳を守られての公開決定通知でない、また【理由説明書（令和3年3月29日付け交整第2221号）公開決定処分に対する審査請求に係る実施機関の弁明について諮問実施時において当該弁明に不合理な点はない。】協議を口頭で受領、協議の回答文書は存在しない【人の命・人間の命、生命】を口頭で取り扱っても不合理な点はない、本当だろうか。

人の命・人間の生命を守る、安全・安心を確保するための鉄道高架化である、その国の法・法律に違反、抵触しての鉄道と道路との平面交差での開通、その法・法律違反で供用開始された道路の安全・安心、人の命・人間の生命を守るための保安要員の廃止、協議され、その回答を口頭で受理・受領、人間・一般公衆人の命・人間の生命・命を軽視した実施機関の独断と偏見による一人よがり、広く一般社会・公衆にも知らしめず、実施機関の行為（協議の回答文書を得ていない）にも関わらず、公開決定を不合理はないのであるのか、人・人間の命の大切さを肝に銘じ一実施機関の独断と偏見で法律に違反・抵触した道路の開通に伴う監視員の廃止、人の命、人間の命の大切さを守る、命を

守る情報の公開をすべきである。

イ その他意見、追加

国土交通省は、令和3年4月1日「改正踏切道改良促進法」に基づき、改良すべき踏切道について指定された該当踏切道と同路線〔仮美原太子線、大阪府富田林市：近畿日本鉄道長野線、府道美原太子線〕である。

2 本件審査請求2について

(1) 審査請求書における主張

主要地方道美原太子線（栗ヶ池工区）鉄道高架化工事において、富田林市道桜井1号線道路（一般公衆の用に供する道をいう。）が鉄道高架化事業に伴う鉄道線路の別線、別線ルート敷設により市道桜井1号線道路に平面で交差して鉄道線路が横断敷設されるも、う回路またう回道路の整備もなく市道路（桜井1号線道路）の通行が、止められ、止められている、通行が抑止、通行できない現状である。

既設在来道路、市道桜井1号線道路（通称：側道）は、安全・安心が担保されていた道路であり、今美原太子線（栗ヶ池工区）鉄道高架化事業においてその通行の安全、安心が担保されていた道路が鉄道線路の別線、別線ルートの敷設、市道横断により、安全、安心なう回路・う回道路の整備もなく、通行が止められ、通行の抑止が継続し一般公衆は勿論、付近沿線住民の安心安全な通行と、生活基盤が崩されている事業展開である。

すなわち、条例解釈運用基準（平成31年4月）条例第8条第1項第1号（抜粋）人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動である、付近沿線住民のみならず、一般公衆の通行を妨げ、通行の抑止、通行禁止されている事業の一端、安心・安全なう回路・う回道をも整備されず事業進捗される、されている富田林市道、桜井1号線道路である。

また同時に既設・在来近鉄喜志2号踏切道とそれに平面交差する道路、市道桜井1号線道路は国交省指定「踏切道改良促進法」に基づく指定踏切道、路線、富田林市道桜井1号線である、指定踏切道「近鉄喜志2号踏切道」と路線市道桜井1号線道路は立体交差化にとどまらず、必要に応じ踏切道周辺対策、地域の実情にあわせて改良必要な踏切道、道路桜井1号線道路である、しかるに鉄道高架化事業により、通行の安全・安心を図るう回路・う回道路の整備も施工、行われず、市道桜井1号線道路の通行の抑止、通行を止める、安全・安心なう回路、う回道路の整備もなく、通行が止められたまま、通行が抑止されたまま、鉄道高架化事業が進捗されている現状でもある、すなわち国土交通省指定（踏切道改良促進法）法、法律に抵触・違反した鉄道高架化事業展開である、法・法律に違反して進められる、進めておられている鉄道高架化事業である。

確かに鉄道高架化工事の事業主、道路管理者は富田林市でもあります、地域沿線の住人、人の命・人間の命、また人間一人一人の人間としての生活は、地区・地域の生活する権利をも奪われ、道路の通行が止められ、通行が抑止されているものである、現状市道（桜井1号線道路〔側道〕）の通行は抑止、う回路等の整備もなく、通行を止められている、鉄道高架化事業により、一般市民、公衆の通行を抑止、止められている現状である、通行の

抑止が継続しているものである、人の命・人間の生命、鉄道高架化事業である中、地域・地区の日々の安心・安全は奪われたままである。

美原太子線(栗ヶ池工区)鉄道高架化事業において、市道桜井1号線道路の通行が抑止、その通行が止められている、止まったままで、鉄道高架化事業の推進を見るものである、また富田林市へ問い合わせるも「市道桜井1号線に係る踏切除却を伴うことから、共同事業者となっているものであり、富田林市は関与していない。」との裁決である(別紙富まち第774号「裁決書」添付する(添付省略))。

よって、鉄道高架化事業により、市道桜井1号線道路の通行の抑止、通行が止められている現状にあって、鉄道高架化事業により市道桜井1号線道路の通行が、安心・安全なう回路、う回道路の整備もなく、通行の抑止、通行が止められている情報の開示を求め、審査請求するものである。

その他意見

行政文書公開請求書を実施機関へ提出(令和2年7月6日、府情報センター同7月6日受理第582号)、補正5回目(令和2年8月17日)にして、不存在による非公開決定通知書(富士第3555号令和2年8月17日付け)である、その間決定期間延長通知書(富士第3304号令和2年7月27日、延長後の公開決定の期限令和2年7月20日)である、延長の理由「行政文書を特定するのが困難なため」、困難とは実施機関の業務・責務であるとも感じるが、正当な理由であるか、また補正指示、補正命令であるにも関わらず請求者の意図と違う方向への導き、単に開示決定を遅らすような補正通知(書)は避けられたい、補正指示、補正命令である、正しくご教示をお願い申し上げます。

なお、今回の非公開決定通知「市道桜井1号線は富田林市の管理道路とされている、また同時に鉄道高架化事業者である富田林市においては、市道桜井1号線は踏切除却を伴うことからとの裁決をいただいている、本来の鉄道高架化工事、高架化事業の事業者は、本件事業者は工事の発注者(施工者)であると理解するものである。

条例第8条第1項第1号「例外公開情報」に該当するものである(第1回補正済み)である。

請求した行政文書は鉄道線路の仮線への切替えに伴い市道桜井1号線の一部が通行できないことが許可されたことがわかる文書であり存在しているはずである。よって今回の非公開決定通知の処分は不服である。

(2) 反論書における主張

本工事(事業)は「美原太子線(栗ヶ池工区)鉄道高架化工事」であり、近鉄長野線喜志富田林間において、富田林市道桜井1号線道路(一般公衆の用に供する道をいう。)が鉄道高架化事業に伴う鉄道線路の別線、別線ルート敷設により富田林市道桜井1号線道路に鉄道線路を敷設、桜井1号線道路と平面交差し、鉄道線路が市道桜井1号線道路を横切り、横断して道路通行を止められ、通ることを抑止されている道路(通称:側道)である。

法、法律・政令に定め決められた、決め事・守らなければならないこと、人の命・人の生命、また安全安心を守るがために、しなければならないこと(厳守事項・絶対条件)法・法律である、その究極の課題を置き去りにして、法・法律に違反して、富田林市道桜井

1号線道路に鉄道線路が市道桜井1号線道路を平面交差して道路が横断するも、車道部分は開通されるも既設・在来の市道桜井1号線道路（通称：側道）の通行が抑止、止められたまま「美原太子線（粟ヶ池工区）鉄道高架化工事（事業）」が進められ進捗されているものである。

令和2年12月28日付け（交整第1912号）において弁明書（富士第5790号令和2年12月17日付け）をいただくも、当初不存在による非公開決定通知書（令和2年8月17日富士第3555号）に何ら変わらない「市道桜井1号線は富田林市の管理道路であるため（以下省略）」である、下記にも記載するとおり鉄道線路は道路への敷設禁止（法律）であり、やむを得ない理由がある場合において、国土交通大臣の許可を受けたときはこの限りでないとの定め規定・ルール化されている中で、申請書の進達第2条都道府県知事は（一部省略）申請に係る鉄道線路が敷設される道路の道路管理者の意見を聴き、当該聴取した道路管理者の意見を記載した書類を同項の申請書に添付し、かつ、当該申請に対する意見を付して、これを国土交通大臣に進達しなければならない」の鉄道高架化工事（事業）【道路への敷設禁止】を施工する上で義務付けられた事項である。

人の命・人の生命、身体等の保護に危害を及ぼす新しい線路の道路への敷設「美原太子線（粟ヶ池工区）鉄道高架化工事」事業者には課せられた義務である、その対応等を当該市町村に委ねられるものでない、鉄道高架化工事、事業者として、正しく確認、情報の開示（行政文書の開示）されたい。

なお本情報の公開、審査請求は個人の営利を目的として開示請求また審査請求したものでない、すべてが法・法律、政令に定められた事項である。

また、条例解釈運用基準（平成31年4月）条例第8条第1項第1号（抜粋）人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動である、付近沿線住民のみならず、一般公衆の通行を妨げ、通行の抑止、通行禁止されている事業の一端、安心・安全なう回路・う回道をも整備されず事業進捗される、されている富田林市道、桜井1号線道路であり、同時に既設・在来近鉄喜志2号踏切道とそれに平面交差する道路、市道桜井1号線道路は国交省指定「踏切道改良促進法」に基づく指定踏切道、路線、富田林市道桜井1号線である、指定踏切道「近鉄喜志2号踏切道」と路線市道桜井1号線道路は立体交差化にとどまらず、必要に応じ踏切道周辺の対策、地域の実情にあわせて改良必要な踏切道、道路桜井1号線道路である、しかるに鉄道高架化事業により道路に線路を敷設、通行の安全・安心を図るう回路・う回道路の整備も施工、行われず、市道桜井1号線道路の通称側道の通行を止める、通行の抑止、安全・安心なう回路、う回道路の整備なく、通行が止められたまま、通行が抑止されたまま、鉄道高架化事業が進捗されている現状でもある、すなわち国土交通省指定（踏切道改良促進法）法、法律にも違反した鉄道高架化事業、法・法律に違反して進められる、進めておられている鉄道高架化事業である。

地域鉄道沿線の住人、人の命・人間の生命・命、また人間一人一人の人間としての生活、地区・地域の生活する権利をも奪われ、道路の通行が止められ、通行が抑止されているものである、通行の抑止が継続しているものである、人の命・人間の生命、鉄道高架化事業

である中、地域・地区の日々の安心・安全は奪われたままである。

以上鉄道事業法第61条（道路への敷設の禁止）である、市道桜井1号線道路、車道の通行は抑止、通行が止められず、富田林市道桜井1号線道路（一般公衆の用に供する道をいう。）の市道桜井1号線道路、通称側道の通行のみが抑止・通行を止められたまま鉄道高架化工事の進捗が図られている、正しく行政文書の公開を求め、「道路に鉄道線路を敷設・施工する上で義務付けられた事項、決して市道道路管理者に委ねられた事項、権限移譲されたものでない、鉄道高架化事業者として、正しく確認、丁寧な開示をされたい【鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令（昭和62年政令第78号）】法である。

通行が抑止、止められたままの市道桜井1号線道路（通称：側道）である、道路通行を確保されたい【法律、鉄道事業法・道路法に違反】道路に鉄道線路が敷設された道路である、道路通行を確保されたい。

（記）

鉄道事業法（道路への敷設禁止）

第61条 鉄道線路は、道路法による道路に敷設してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項の許可の手続について必要な事項は、政令で定める。

一項・・・一部改正〔平成11年12月法律第160号〕

委任 二項の「政令」＝（鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令）

罰則（略）

鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令

内閣は、鉄道事業法第61条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

（許可の申請等）

第1条 鉄道事業法第61条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添付し、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間の存する都道府県を統括する都道府県知事を経由して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 （省略）

3 （省略）

（申請書の進達）

第2条 都道府県知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、遅滞なく、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の道路管理者の意見を聴き、当該聴取した道路管理者の意見を記載した書類を同項の申請書に添付し、かつ、当該申請に対する意見を付して、これを国土交通大臣に進達しなければならない。

上記法律、鉄道事業法並びに【道路法】である。

今「美原太子線（粟ヶ池工区）鉄道高架化工事」において、富田林市道桜井1号線道路にその鉄道線路が横断敷設され、車道部の通行は確保されているが、市道桜井1号線道路（通称側道）の通行が抑止・止められ、通行ができない状態におかれている。

同じ富田林市道桜井1号線道路（一般公衆の用に供する道）車道部の通行は確保されて

いるが、同じ同一富田林市道桜井1号線道路、通称側道の通行ができない、抑止・止められている。

また止められた富田林市道桜井1号線道路（通称側道）う回路、またう回道路の整備もなく市道路（桜井1号線道路）の通行が、止められ、止められている、通行が抑止、通行できない現状である。

既設在来道路、市道桜井1号線道路（通称側道）は、安全・安心が担保されていた道路であり、今美原太子線（栗ヶ池工区）鉄道高架化事業においてその通行の安全、安心が担保されていた道路が鉄道線路の別線、別線ルートの新設、市道横断により、安全、安心なう回路・う回道路の整備もなく、通行が止められ、通行の抑止が継続し一般公衆は勿論、付近沿線住民の安心安全な通行と、生活基盤が崩されている事業展開である。

(3) 意見書における主張

市道桜井1号線道路は国土交通省指定「踏切道改良促進法」に基づく指定踏切道と同路線、富田林市道桜井1号線道路である、指定踏切道と同路線市道桜井1号線道路は立体交差に止まらず必要に応じ踏切道周辺の対策、地域の実情にあわせて改良必要な道路に位置づけられた道路、市道桜井1号線道路である。

その市道桜井1号線道路（一般公衆の用に供する道をいう。）において「美原太子線（栗ヶ池工区）鉄道高架化工事」事業において、道路に鉄道線路を敷設、道路の一部が、通行抑止、通行規制され、通行ができない状態・通行抑止されているものである。

現行の法律では、鉄道線路は、道路法による道路に敷設してはならないと定められているものである、ただし、やむを得ない理由（鉄道線路の道路横断、道路占有については、国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。）と国の法・法律の定め、決めごとである。

この法律に定められた鉄道事業者の許可を受けたものを事業主自らが確認し、事業を進めることは当然であることから、確認された写し、また原本の写し【鉄道線路は、道路法による道路に敷設してはならない】とされる国土交通大臣の許可されたものを開示すべきであり、市道桜井1号線道路は富田林市の管理道路とされ不存在による非公開決定は、国の法・法律、決め事決められた事をも無視するものである。

道路に鉄道線路が敷設され道路「桜井1号線道路」の一部が通行抑止、通行ができない、国の法律、決められたこと、決め事を無視され、人の命・人間の命、生命までも無視されているものである、鉄道高架化工事・事業における「鉄道線路の道路横断」について、【道路の一部を通行抑止・通行制限・通行止め】にして、道路に鉄道線路の新設、国土交通大臣の許可されたものを開示すべきである。

第四 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の理由説明書における主張は、概ね次のとおりである。

1 本件審査請求1について

審査請求人が提起した本件審査請求1に係る実施機関の弁明について、諮問実施時にお

いて当該弁明に不合理な点はない。

また、本件審査請求 1 に係る本件決定 1 は、条例第13条第 1 項の規定に基づき適正に行われていることから、諮問実施機関は本件決定 1 に違法、不当はないものとする。

2 本件審査請求 2 について

審査請求人が提起した本件審査請求 2 に係る実施機関の弁明について、諮問実施時において当該弁明に不合理な点はない。

また、本件審査請求 2 に係る本件決定 2 は、条例第13条第 2 項の規定に基づき適正に行われていることから、諮問実施機関は本件決定 2 に違法、不当はないものとする。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 本件審査請求 1 について

ア 弁明の理由

本件請求 1 の記載内容をもとに行政文書を特定するため、請求の趣旨を聞き取り、行政文書を特定した。

この聞き取りにおいて、審査請求人は、府道美原太子線（粟ヶ池バイパス）の暫定踏切道に配置していた踏切監視員の廃止に関する資料の公開を求めていることが確認できたため、実施機関は審査請求人に対し、踏切監視員の廃止について実施機関が本件事業者に協議した資料の存在を伝え、本請求に対応する行政文書として公開することを決定した。

なお、踏切監視員の廃止については、実施機関より協議を受けた本件事業者から 6 月 24 日に、口頭で 7 月 1 日から廃止する旨の回答を得ており、今回公開した協議文書を受けての回答文書は存在していない。

イ 結論

以上のとおり、本件決定 1 は実施機関において条例に基づき適正に行ったものであり、何ら違法又は不法な点はなく、適正かつ妥当なものである。

また、実施機関は、これまでも審査請求人から寄せられる疑義に対して、丁寧に説明を行っている。

(2) 本件審査請求 2 について

ア 弁明の理由

本件請求 2 の記載内容をもとに行政文書を特定するため、請求の趣旨を聞き取り、行政文書を特定した。

この聞き取りにおいて審査請求人は、市道桜井 1 号線の鉄道の横断により道路を止めることができる行政文書の公開を求めていることが確認できた。

鉄道高架化工事に必要な市道の交通規制に関する富田林市及び富田林警察等との協

議・調整は施工主体である本件事業者で行っており、その資料は実施機関では保管していない。

イ 結論

以上のとおり、本件決定2は実施機関において条例に基づき適正に行ったものであり、何ら違法又は不法な点はなく、適正かつ妥当なものである。

また、実施機関はこれまでも審査請求人から寄せられる疑義に対して、丁寧に説明を行っている。

2 実施機関説明における主張

(1) 本件鉄道高架化事業における役割分担について

本件鉄道高架化事業は、道路整備の一環として、大阪府、地元市である富田林市、鉄道事業者である本件事業者の三者により、概ね次のような役割分担により実施している。

大阪府は、鉄道工事を含む栗ヶ池バイパス整備の主体として鉄道高架化に必要な工事費を負担している。富田林市は、市道との交差部分における道路管理者として、工事に伴う道路占用許可等を行うとともに、市道に係る工事費を負担している。本件事業者は、鉄道事業者として、国への許認可手続を含む鉄道事業法に関する手続及び鉄道高架化工事を施工している。

(2) 対象行政文書の特定等について

ア 本件請求1について

本件請求1の行政文書公開請求書に記載された請求内容から対象行政文書を特定することが困難なことから、行政文書公開請求書の補正を求めるとともに、請求趣旨の聞き取りを実施したところ、審査請求人は、美原太子線（栗ヶ池バイパス）の暫定踏切道に配置されていた踏切監視員が廃止された理由を知るため、廃止に関する資料の公開を求めていることが判明した。このため、実施機関は、踏切監視員の設置、廃止を直接行っているのは鉄道高架化工事を施工している本件事業者であり、実施機関が本件事業者に踏切監視員の廃止を依頼した理由を審査請求人に説明するとともに、本件請求1の対象行政文書を「踏切監視員の廃止に関する文書」と特定し、踏切監視員の廃止について、実施機関から本件事業者へ協議した協議書（以下「協議書」という。）を公開した。

なお、本件事業者からは、踏切監視員を廃止する旨口頭により回答があったが、文書による回答はなく、審査請求人が主張する本件事業者からの回答文書は存在していない。

イ 本件請求2について

本件請求2の行政文書公開請求書に記載された請求内容から対象行政文書を特定することが困難なことから、アと同様、行政文書公開請求書の補正を求めるとともに、請求趣旨の聞き取りを実施したところ、審査請求人は、鉄道高架化工事により市道桜井1号線の歩道部分の一部が通行できなくなったことに係る協議経過の公開を求めていることが判明したため、実施機関は、本件請求2の対象行政文書を「市道桜井1号線を鉄道の横断により道路の通行を止めることができる文書」と特定した。

道路の交通規制等に関する協議等の資料は、当該交通規制箇所の道路管理者、交通管

理者に対して、交通規制に係る協議・調整を行う工事実施主体が提出するもので、本件の場合は、道路管理者は富田林市、交通管理者は富田林警察署及び工事実施主体は本件事業者であり、富田林市道の交通規制等に関する文書は、実施機関では保管していない旨を説明した。

(3) 本件鉄道高架化事業に関する関係法令について

鉄道事業法第61条第1項では、鉄道線路の道路法による道路への敷設禁止が定められているが、同項ただし書きでは、やむを得ない理由がある場合において、国土交通大臣の許可を受けたときは、鉄道線路を道路法による道路に敷設することができるとしている。同条の規定に基づく鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令第1条及び第2条においては、鉄道線路を道路に敷設する場合に、国土交通大臣の許可を受けるための都道府県知事を経由した手続が定められている。

鉄道事業法第61条第1項ただし書の許可を受けることを要するのは、鉄道線路を道路に縦断的に敷設する場合に限られており、本件鉄道高架化工事による暫定踏切道の設置については、鉄道線路を道路に縦断的に敷設する場合にはあたらないため、同項ただし書の適用はなく、実際に大阪府知事を経由した手続も行われていない。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件各決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件決定1の妥当性について

実施機関は、第五2(2)ア記載のとおり、審査請求人は、美原太子線(粟ヶ池バイパス)の暫定踏切道に配置されていた踏切監視員が廃止された理由を知ることを目的に、廃

止に関する資料の公開を求めていることが判明したため、踏切監視員の設置、廃止を直接行っているのは鉄道高架工事を施工している本件事業者であり、実施機関が本件事業者に踏切監視員の廃止を依頼した理由を審査請求人に説明するとともに、本件請求1の対象行政文書を「踏切監視員の廃止に関する文書」と特定し、協議書を公開する本件決定1を行ったと主張する。

当審査会において、実施機関に対し、実施機関が本件事業者に文書により行った協議について、本件事業者からの回答文書や、回答内容を記録した文書が存在していないかを確認したところ、本件事業者からは口頭で回答があり、かつ、当該回答内容のとおり踏切監視員の廃止が行われたことから、実施機関から本件事業者に対して改めて回答文書を求める必要が生じなかったとのことであった。また、本件事業者からの口頭での回答について、実施機関内でも口頭で情報共有を行っていたため、回答内容を記録した文書は作成していないとのことであった。

あわせて、協議書を発出するまでに本件事業者と行ったやり取りなど、関連する文書が存在しないかについても確認したが、踏切監視員の廃止について、本件事業者と協議書を発出するまでに協議、調整は行っていたものの、本件鉄道高架化工事の現場で連絡調整を行う中での口頭でのやり取りのみであり、協議書以外の文書は存在しないとのことであった。

以上のことからすると、この実施機関の主張に特に不自然な点はなく、本件決定1は妥当である。

なお、審査請求人が第三1(1)において、条例第8条第1項第1号に定める「人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報」(以下「例外公開情報」という。)に該当し、情報を公開するよう主張する点については、本件決定1には非公開部分はなく、上記のとおり、協議書以外の文書も存在しないと考えられることから、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 本件決定2の妥当性について

実施機関は、第五2(2)イ記載のとおり、審査請求人は、鉄道高架化工事により市道桜井1号線の歩道部分の一部が通行できなくなったことに係る協議経過の公開を求めていることが判明したため、実施機関にて、本件請求2の対象行政文書を「市道桜井1号線を鉄道の横断により道路の通行を止めることができる文書」と特定したが、本件の場合、道路管理者は富田林市、交通管理者は富田林警察署であり、富田林市道の交通規制等に関する文書は、実施機関では保管していないとして、本件決定2を行った旨主張する。

当審査会が実施機関に確認したところ、道路の交通規制等に関する協議等を実施する場合、工事実施主体が当該交通規制箇所を所管している道路管理者及び交通管理者に対して協議等を行うものであり、実施機関は当該交通規制箇所の道路管理者及び交通管理者ではないため、富田林市道における交通規制等に係る行政文書を保管していないという実施機関の主張に特に不自然な点はない。

なお、鉄道事業法第61条ただし書及び鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令第1条及び第2条において、鉄道線路を道路に敷設する場合に、国土交通大臣の許可を受けるための都道府県知事を経由した手続が定められている。

当該手続きによる文書が存在しないか当審査会から実施機関に確認したところ、同規定に基づく許可を受けることを要するのは、鉄道線路を道路に縦断的に敷設する場合であり、本件鉄道高架工事による暫定踏切道は、市道桜井1号線を横断しており、鉄道線路を道路に縦断的に敷設する場合には該当しないことから、当該許可に係る文書も存在しないとのことであった。

以上のことからすると、実施機関の主張に不自然な点はなく、本件決定2は妥当である。

なお、審査請求人が第三2（1）及び（2）において、条例第8条第1項第1号に定める「例外公開情報」に該当し、情報を公開するよう主張する点については、本件決定2は、本件請求2の対象行政文書が存在しないことを理由とした非公開決定であり、審査請求人の主張は採用できない。

（3）審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、鉄道と道路の平面交差等について縷々主張するが、当審査会の判断に影響するものではない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

正木 宏長、魚住 泰宏、井上 理砂子、春名 麻季